

平成31年第1回東浦町議会定例会議案(追加分)

平成31年2月28日提出

目 次

報告第1号 損害賠償の額の決定及び和解について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

報告第1号

損害賠償の額の決定及び和解について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月28日提出

東浦町長 神谷明彦

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 31 年 2 月 14 日

東浦町長 神 谷 明 彦

損害賠償の額の決定及び和解について

ごみステーションの管理瑕疵による物損事故について、下記のとおり損害賠償の額を決定し、及び和解するものとする。

記

1 事故の概要

平成 31 年 1 月 24 日（木）午後 3 時 40 分頃、緒川字東仙台にあるごみステーションに設置していた看板が、相手方の車両が通過する際に倒れ、当該車両の左側サイドミラーが破損した。

2 損害賠償の額

29,160 円

	東浦町	相手方
損 害 額	0 円	29,160 円
過 失 割 合	100%	0%
賠 償 額	29,160 円	0 円

3 和解の内容

町は相手方に対して、29,160 円を支払うこととする。